

令和5年6月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和5年6月21日 水曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画財政課長	佐々木 健 太郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	小 中 尾 寿 隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第1 請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願
- 第2 発委第2号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議
- 第3 発議第1号 石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議
- 第4 発議第2号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議
- 第5 常任委員会の閉会中の継続調査の申し出
- 第6 議員派遣の件

総務厚生委員長報告

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第 1 請願第 1 号

議 長 日程第 1、請願第 1 号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会審査報告を行います。

この審査報告につきましては、町会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により、既に文書により議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ、報告といたします。

令和 5 年 6 月 1 9 日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号 請願第 1 号。
2. 付託年月日 令和 5 年 6 月 1 6 日。
3. 件名 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願。
4. 審査の結果 不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告書。

請願第 1 号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過と内容。

(1) 審査期日 令和5年6月16日。

(2) 審査場所 第1委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 請願者 朽原明浩 氏、紹介議員 炭谷猛 議員、参考人 鳴神義寛 氏。

請願者及び紹介議員に対する主な質疑と答弁。

質疑、昨年9月議会にも実施延期を求める意見書が出されたが、延期はいつまでなのか。

答弁、当面10月の実施を延期してほしく、いつまでとはしていない。

質疑、個人事業主の方はお客様に請求する時、消費税までもらっているのでは。

答弁、消費税をもらっているが、小規模な方ほど売りに転嫁できないでいる。免税事業者の方でも消費税をもらっている方もいるし、もらっていない方もいる。

質疑、消費税3パーセントの時には消費税をもらっていない事業者も多かったが、5パーセントから10パーセントとなってその消費税をもらえてない方はどの程度いるのか。

答弁、売上げ規模が小さければ小さいほど、増えていると聞いている。

質疑、民商会員の課税業者の中で、既に登録されている事業者は。

答弁、10事業者しか登録していない。残りの方はインボイス制度の理解が不十分で検討中である。

参考人に対する主な質疑と答弁。

質疑、メリットの説明はよくあるが、デメリットはないのか。

答弁、経理処理が煩雑になることだが、その対策については経済産業省が補助金を出している。インボイス制度は消費税に関するミスや不正を防止し、税の公平性を保つためである。

質疑、仕入税額控除を受けるための新しい制度とあるが。

答弁、仕入税額控除は以前からあったが、領収書では不明な点が多く、適格請求書（インボイス）がなければ仕入税額控除の適用が受けられなくなる。

2. 討議の主な内容。

・10月に施行されても、経過措置があり企業努力にもつながっていくと考える。

・1,000万円以下の免税事業者で、インボイス制度が施行されれば体力がないところは大変になるので、延期したほうが良い。

・インボイス制度は消費税の仕入税額控除を受けるための制度であり、なおかつ選択制である。

・インボイス制度は税の公平性を保つための施策であると考えている。

・消費税を価格に転嫁できないとの説明は、理解できない。経過措置もあり、選択制であるということで延期は必要ない。

3. 審査の結果。

反対討論。

税の公平性、過年度の減免措置をふまえ、個々の企業努力を促すためにもこの制度は必要であり、インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出には反対する。

賛成討論。

コロナ禍の影響で疲弊していたところを残った力を出して頑張っていこうとしている方に、このインボイス制度で水を差すような増税となる。仕組みも煩雑になるため落ち着いて冷静になるまで延期が必要と判断し賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第1号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。

4. 委員会の意見。

消費税インボイス制度に関しては、施行が令和5年10月1日からと迫っており、数々の懸念事項について、国では様々な検討が進められている。また、経過措置も設けてあることから、その間にそれぞれの対応がされていくものと思われる。税の公平性という観点からみるとこの制度は必要なものであると考える。以上、報告書を読み上げました。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 賛成討論を行いたい。

議 長 討論ではありません。質疑です。質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第1号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択すべきものと決定であります。まずは、この請願に対する賛成者の発言を許します。炭谷議員。

5 番 炭 谷 請願第1号の賛成討論を行います。

賛成討論、議席番号5番、炭谷猛。請願第1号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願」についての賛成討論を行います。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は2023年10月からの実施に向け、既にインボイス発行事業者の登録申請が始まっております。この制度については、売上1,000万円以下の中小企業者、個人事業主、小規模事業者などの低・中所得者への免税事業者への配慮が全くなく、500万人近くが対象で、低収入中小企業者、個人事業主、シルバー人材の方が悪影響を受けるといわれております。

これまでの経過の中、コロナ禍で時短、自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊し、物価高の状況による中小企業、自営業者の経営危機が高まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。

こういった状況の中、現在でも実施することに懸念の声を上げているのが現実です。延期を求めたほうがベターであると判断し、私の賛成討論といたします。以上です。

議 長 次に、請願に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

はい、辻議員。

6 番 辻 議席番号6番、辻清人です。請願第1号、インボイス制度の実施延期を求める請願に対して、賛成討論を行います。

インボイスについてですね。皆さん、インボイスと言われても何が何かよくわからない方がいらっしゃるんじゃないかと思えます。商売や事業をされ

ている方はね、直売所に農産物を納めている方は関係ありますけれども、一般の人達は関係ないと思われているのではないのでしょうか。

そもそもインボイスというのは、登録番号付きの請求書のことです。適格請求書といえます。請求書を出せるのは、登録した課税業者に限られます。消費税は売り上げにかかる消費税から、仕入れや経費にかかる税金を差し引いて納めます。取引の相手が免税業者であれば、仕入れや経費にかかる税金を引けずに、消費税を課税業者が支払うこととなります。損失が発生するんですね。取引を継続するためには、消費税分を免税業者が肩代わりするか、取引をやめるか、課税業者になるか、この3択となります。

一つの例は、電力会社から太陽光発電をされている方がいらっしゃると思いますが、その方々へ固定価格で買い取っているために消費税が発生します。ほとんどが免税業者ですね。取引での仕入控除、税額控除ができないため、電力会社はほとんど自分で被ってしまいます。買手である電力会社は損失が発生します。その損失は、資産では58億円といわれています。これは、少なくとも電力会社が被るわけありません。一般の家庭の負担になって返ってきます。

光熱費の物価高騰の中、公共料金にも影響があり、このインボイス制度は一般の家庭はもちろん、事業者の経費負担も増加します。免税業者は売上1,000万円以下の中小零細業者です。仕入れや経費、光熱費、設備などを考えれば、わずかな収入しかありません。新型コロナや最近の物価高で疲弊していたところを残った力で頑張っていこうっていう方々に、このインボイス制度で本当に水を差すような増税になっています。仕組みも煩雑になるため、しばらく延期が必要と私は判断して、賛成します。

それから益税についてですが、消費税が導入される時に、政府は免税業者に負担があまりにもかかりすぎるということで、益税を認めています。

消費税を取って払う人もいるし、利益にしている人もいます。それは各人に任されています。消費税の公平性をいわれますが、子どもからも働いていない。

議 長 辻議員、簡明をお願いします。

6番 辻 子どもからも働いていない収入の低い方からも1割取る税金は、そもそもおかしいのではないかと聞きたい。

経過措置というのがありますが、これはあくまでも時間が経てば、もとに戻ってしまう趣旨です。ということで、延期を主張いたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。はい、小牟田議員。

8 番 小牟田 議席番号 8 番、小牟田です。私は、この請願についての反対の討論をいたしたいと思います。

まず、このインボイス制度、国が主導となって定めた制度です。本年 10 月 1 日よりの運用がもう決まっております。

インボイス制度を実施するに当たり、過年度の経過措置、減税ということで、いろいろな手段を政府のほうも考えております。

先ほどおっしゃったように、いつまでその延期をして、どういうふうなことを示していくのかというのをわからないというふうな感じで自分は感じております。

この制度につきまして、今回請願を出すことについては、税の公平性、あるいはその後の経過措置をみながら考えていきたいと思っておりますので、反対をいたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから請願第 1 号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。請願第 1 号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立少数です。したがって請願第 1 号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第 2 発委第 2 号

議 長 次に、日程第 2、発委第 2 号、議会広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案について、提案者の議会運営委員会委員長に内容説明を求めます。毛利委員長。

議会運営委員会委員長 読み上げまして、提案説明とさせていただきます。

令和 5 年 6 月 2 1 日、川棚町議会議長 村井達己 様、提出者 議会運営委員会委員長 毛利喜信。

議会広報広聴特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び川棚町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により、下記理由を付し、提出します。

記。

提案理由 議会の広報活動と町民の声を聴くため、特別委員会の設置の必要性を認めるもの。

発委第 2 号、議会広報広聴特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報広聴特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称 議会広報広聴特別委員会。
2. 設置の根拠 地方自治法第 1 0 9 条及び川棚町議会委員会条例第 5 条。
3. 目的 地方分権時代における地方議会には、議会活性化、議員資質の向上に加え、情報発信と情報収集が求められており、今後町民と接する機会を数多く作り、さらなる開かれた議会を目指さなければならない。

町民の負託に応える責務及び使命を達成し、もって、町政の発展に資するよう、有効な活動を行うため設置する。

4. 所管事項

- ①議会報告会に関すること。
- ②議員懇談会に関すること。
- ③議場開放に関すること。

④その他広報・広聴に関すること。

5. 委員の定数 13人（議長を除く全議員）。

6. 調査の期間 調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができる。としております。よろしく申し上げます。

議 長 ここで、ただいまの発議案の、2枚目のプリントにミスがあったようですので、事務局長のほうから報告をさせていただきます。

議会事務局長 はい。ただいまの委員長のほうからの読み上げで、2枚目の一番左上ですね、発委、読み上げでは2号というふうに委員長述べておられますけれども、この議案のほうで1号となっておりますので、これを2号に訂正をお願いしたいと思います。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから、発委第2号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議の採決」を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「議会広報広聴

特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(10:22)

議 長 お諮りします。ただいま設置されました、議会広報広聴特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。議会広報広聴特別委員に議長を除く13名を指名いたします。以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員13名を議会広報広聴特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第3 発議第1号

議 長 次に、日程第3、発議第1号「石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

本案について、提出者の田口一信議員に内容説明を求めます。田口議員。

10番田口 議席番号10番、田口です。昨日、この石木ダム対策調査特別委員会の設置に賛成をする8人の議員で集まって協議をいたしまして、発議案文をまとめ、それから、提出者については、最年長の私が提出者になるという協議をいたしましたので、私のほうからこの発議案を提出いたしておりますので、それを読み上げることにいたします。

令和5年6月21日、川棚町議会議長 村井達己 様、提出者 川棚町議会議員 田口一信。賛成者の議員が、堀田一徳議員、坂中信浩議員、炭谷猛議員、辻清人議員、小牟田一紀議員、堀池浩議員、小谷龍一郎議員であります。

石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川棚町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、下記理由を付し、提出します。
記。

提出理由 石木ダム及びその関連事業の状況を把握し、議会における適切な判断ができるよう情報提供するため、特別委員会設置の必要性を認めるもの。

めくっていただきまして、2枚目の発議第1号を読み上げます。

発議第1号、石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、石木ダム対策調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称 石木ダム対策調査特別委員会。

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び川棚町議会委員会条例第5条。

3. 目的 石木ダム建設は、住民の生活環境に大きく影響する事業である。

これまで議会として、石木ダムは安全・安心な町づくりの観点から必要性を認めてきたところである。

加えて、周辺地域整備など石木ダム建設に関連する事業は、町の施策と財政に大きく関わるものである。

本事業については、既に土地収用委員会の収用裁決及び明渡裁決が出されているが、住民等による反対運動が続けられている状況であり、早急な解決の道を探ることが望まれる。

本事業の状況を把握し調査研究する必要があるため設置する。

4. 所管事項。

①石木ダム建設事業に関すること。

②その他ダム事業に関すること。

5. 委員の定数 8人。

6. 調査の期間 調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができる。以上でございます。ご賛同をよろしくお願いします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** ありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから、発議第1号「石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(10:27)

議 長 お諮りをいたします。ただいま設置されました石木ダム対策調査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

石木ダム対策調査特別委員に、堀田一徳議員、坂中信浩議員、炭谷猛議員、辻清人議員、小牟田一紀議員、堀池浩議員、田口一信議員、小谷龍一郎議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を石木ダム対策調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第4 発議第2号

議 長 次に、日程第4、発議第2号「議会だより編集特別委員会設置

に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案者の小田成実議員に内容説明を求めます。小田議員。

1 1 番 小 田 発議第2号について、読み上げをいたします。

令和5年6月21日、川棚町議会議長 村井達己 様。提出者 川棚町議会議員 小田成実。以下賛成者 増山真理議員、坂中信浩議員、辻清人議員、小牟田一紀議員、山中美由紀議員。

議会だより編集特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川棚町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、下記理由を付し、提出します。

記。

提出理由 議会の活動及び審議内容を紙面による情報発信のため、議会だより編集特別委員会の設置の必要性を認めるもの。次のページです。

発議第2号、議会だより編集特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会だより編集特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称 議会だより編集特別委員会。

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び川棚町議会委員会条例第5条。

3. 目的 議会の審議・審査の経過・結果及び議会活動を広く住民に周知するために、町民の声を聴き、その内容についても紹介し、より身近な機会となるよう議会だよりの発行は欠かせないものであり、引き続き議会だよりを発行するため設置する。

4. 委員の定数 6人。

5. 調査の期間 調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができる。以上でございます。

議 長 これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから、発議第2号「議会だより編集特別委員会設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号「議会だより編集特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(10:32)

議 長 お諮りをいたします。ただいま設置されました議会だより編集特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会だより編集特別委員に、増山真理議員、坂中信浩議員、辻清人議員、小牟田一紀議員、小田成実議員、山中美由紀議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を議会だより編集特別委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置をされました、各特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、それぞれ1人を委員会において互選することになっています。

このあと休憩をいたしますので、それぞれ委員会を開いていただき、正副

委員長を互選いただきたいと思います。正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告をお願いいたします。ここでしばらく休憩をいたします。

(1 0 : 3 3)

(…休 憩…)

議 _____ 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(1 1 : 2 1)

議 _____ 長 先ほど設置をされました、3つの特別委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨の報告を受けましたので、お知らせします。

まず、議会広報広聴特別委員会の委員長に小谷龍一郎委員。副委員長に小田成実委員。

次に、石木ダム対策調査特別委員会の委員長に田口一信委員。副委員長に坂中信浩委員。

次に、議会だより編集特別委員会の委員長に小田成実委員。副委員長に山中美由紀委員。

以上が、各特別委員会の正副委員長であります。

日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

議 _____ 長 次に、日程第5、「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。総務厚生委員長と産業建設文教委員長から川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務の継続調査申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の閉会中の継続

調査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第6 議員派遣の件

議 _____ **長** 次に、日程第6「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しました別紙のとおり議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元に配付いたしました別紙のとおり、派遣することに決定いたしました

なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 1 : 2 3)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和5年6月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立をお願いいたします。どうもお疲れ様でした。

(1 1 : 2 4)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員 坂 中 信 浩